



宮 崎 県 公 報

平成30年3月26日(月曜日) 第 2981 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市の旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

規 則

○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則
の一部を改正する規則……………(税務課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定……………(福祉保健課) 5
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 5
- 内水面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区……………(水産政策課) 5
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(“) 7

頁

- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 7
- 道路の供用の開始……………(“) 8
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 8
- 土砂災害警戒区域の指定……………(“) 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 9

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………9
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………9

正 誤

- 平成30年2月22日付け県公報(第2972号)中……………10

規 則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号及び第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第5条第1号及び第6条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号及び第3条第1号又は第5条第1号及び第6条第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の55第1項の規定により申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定により申告納付する日までに、事業税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第1号)を県税・総務事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号及び第4条第1号又は第5条第2号及び第6条第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除(不均一課税)申請書(別</p>	<p>(事業税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第2条 特例条例第2条第1号若しくは第3条第1号の規定により事業税の課税免除を受けようとする者又は特例条例第6条第1号若しくは第7条第1号の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、特例条例第2条第1号若しくは第3条第1号又は第6条第1号若しくは第7条第1号に規定する各年又は各事業年度ごとに、個人にあっては当該年分の事業税を地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第72条の55第1項の規定により申告する日までに、法人にあっては当該事業年度分の事業税を法第72条の25第1項又は第72条の28第1項の規定により申告納付する日までに、事業税課税免除(不均一課税)申請書(別記様式第1号)を県税・総務事務所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第4条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第2条第2号、第3条第2号、第4条第1号若しくは第5条第1号又は第6条第2号若しくは第7条第2号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第38条第1項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除(</p>

記様式第 2 号) を所長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 号又は第 5 条第 3 号及び第 6 条第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 6 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(課税免除等の通知)

第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は前条の規定により、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 6 条までの規定のいずれかに該当するときは課税免除（不均一課税）通知書（別記様式第 5 号）により、当該規定のいずれにも該当しないときは課税免除（不均一課税）不承認通知書（別記様式第 6 号）によってそれぞれ通知するものとする。

不均一課税）申請書（別記様式第 2 号）を所長に提出しなければならない。

(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)

第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号、第 4 条第 2 号若しくは第 5 条第 2 号又は第 6 条第 3 号若しくは第 7 条第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 7 条までに規定する各年度ごとに、法第 745 条第 1 項において準用する法第 383 条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(課税免除等の通知)

第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は前条の規定により、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 7 条までの規定のいずれかに該当するときは課税免除（不均一課税）通知書（別記様式第 5 号）、当該規定のいずれにも該当しないときは課税免除（不均一課税）不承認通知書（別記様式第 6 号）によってそれぞれ通知するものとする。

別記様式第 1 号（その 1）付表中「第 5 条第 1 号」を「第 6 条第 1 号」に、「特例条例第 6 条第 1 号」を「特例条例第 7 条第 1 号」に改める。

別記様式第 1 号（その 3）中「第 5 条第 1 号」を「第 6 条第 1 号」に、「第 6 条第 1 号」を「第 7 条第 1 号」に改める。

別記様式第 2 号（その 2）（裏）中「基本計画の同意日及び」を削り、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号 (その 3) (第 4 条関係)

(表)

付 受 印 不動産取得税免除申請書

県税・総務事務所長 殿 年 月 日	申請者	住所 (所在地)					
		氏名 (名称)	㊟				
		代表者 氏名	㊟				
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則第 4 条の規定により、下記の不動産のうち、 ^{けん} 牽引事業対象施設の用に供する家屋又はその敷地となる土地の取得に対する不動産取得税の課税免除の申請をします。							
土	所在地番	地目	地積 m ² (坪)	取得年月日	取得の 原因	固定資産課税台帳 に登録された価格 円	
				・ ・			
				・ ・			
				・ ・			
計							
地	使用区分	分	地積	地積のあ ん分率	備 考		
	目的による						
		対象家屋の敷地	m ² (坪)	%			
		その他の用地					
計				100%			
対象家屋の着工(予定)			年 月 日				
家 屋	所在地	種類	構造	面積 m ² (坪)	取得年月日	取得の方法	取得価額
					・ ・		
					・ ・		
					・ ・		
計							
設置した対象家屋の事業の種類							
事業開始(予定)				年 月 日	その他		
設置した家屋を事業の用に供した日 年 月 日							
設 置 し 面 積 家 屋 の 取 得 価 額	種 類				取得価額	面 積	
	当該施設の用に供する建物及びその附属設備				円	m ²	
	事 務 所 等						
	その他当該施設の用に供する部分						
	その他当該施設の用に供しない部分						
	計						
該当基本計画の同意日、 ^{けん} 地域経済牽引事業計画の承認された日 及び主務大臣の確認を受けた日							
基本計画	同意日	年 月 日	^{けん} 地域経済牽引事業計画	承認日	年 月 日		
主務大臣	確認日	年 月 日					

（裏）

記載上の注意

- 1 この申請書には、^{けん}牽引事業対象施設の用に供する家屋及びその敷地である土地について記載してください。ただし、土地に対する申請にあつては、一の対象用地に対象家屋の敷地とその他の用地がある場合においては、対象用地の全部について記載してください。
- 2 取得した土地が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、取得価額を記載してください。
- 3 対象家屋の敷地となる土地とは、対象用地のうち、社宅、寮、厚生施設等の家屋の敷地及び運動場の用地等課税免除等の対象となる設備等に直接関係のない部分の土地を除いた全部の土地です。
- 4 その他の用地とは、3以外の土地です。
- 5 「家屋」の欄には、対象家屋を具体的に、工場、倉庫等ごとに記載してください。なお、対象家屋とは、特例条例第5条第1号に規定する家屋をいいます。
- 6 「設置した対象家屋の事業の種類」の欄には、事業の種類を具体的に例えば「ミシン製造業」というように記載してください。
- 7 該当する地域^{けん}経済牽引事業計画の承認された日及び主務大臣の確認を受けた日の分かる資料を添付してください。

備考

- 1 この申請書には、土地に対する申請の場合には、土地の見取図に、対象家屋の配置予定図を記載し、家屋に対する申請の場合には、対象家屋全体の平面図を添付してください。
- 2 この申請書は、不動産取得税の申告書に添付して、直接県税・総務事務所に提出してください。
- 3 土地の取得にあつては、1年以内に当該土地に対象家屋の建設の着手がなされなければ、課税免除はできません。
- 4 課税免除の決定は、対象家屋を事業の用に供した後に行います。
土地の取得に対する不動産取得税については、課税免除の決定をする日までは、課税免除相当額を徴収猶予します。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 403号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成30年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 3 columns: 名 称, 所 在 地, 指定年月日. Rows include 久保裕哉 (エール整骨院), 大木佑馬 (大木整骨院), 竹森寿治 (在宅鍼灸マッサージ師).

宮崎県告示第 404号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第 3 項の規定により、

Table with 7 columns: 漁場番号, 漁業種類, 漁業の名称, 漁業時期, 漁場の位置, 漁場の区域, 地元地区. Rows describe fishing areas in Iki and Nishiku.

次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成30年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 4 columns: 登録番号, 生産事業者の氏名又は名称及び住所, 生産事業の内容(種穂, 苗木), 事務所の名称及び所在地. Row for 小松 敏規.

宮崎県告示第 405号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第11条第 1 項の規定により、内水面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成30年 3 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許予定日 平成30年 9 月 1 日
2 申請期間 平成30年 4 月 1 日から平成30年 6 月30日まで
3 免許期間 免許の日から平成35年 8 月31日まで
4 免許の内容たるべき事項及び地元地区

					<p>基点内第 102号及び基点内第 103号の位置は次のとおり</p> <p>基点内第 102号 西都市大字中尾字戸崎 150のイ 九州電力株式会社境界柱 354</p> <p>基点内第 103号 西都市大字中尾字戸崎 151の 1 九州電力株式会社電柱 969フ 331</p>	
内 区 第 3 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字 中尾字小崎 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域</p> <p>ア 基点内第 104号から55度13分、 173メートルの点 イ 基点内第 104号から75度57分、 148メートルの点 ウ 基点内第 104号から82度32分、 329メートルの点 エ 基点内第 104号から72度 2分、 341メートルの点</p> <p>基点内第 104号の位置は次のとおり</p> <p>基点内第 104号 西都市大字中尾字小崎 九州電力株式会社深淺測定標 No. 3</p>	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内 区 第 4 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字 中尾字戸崎 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域</p> <p>ア 基点内第 105号から 179度22分、 137メートルの点 イ 基点内第 106号から94度18分、 93メートルの点 ウ 基点内第 106号から 153度56分、 266メートルの点 エ 基点内第 105号から 193度27分、 336メートルの点</p> <p>基点内第 105号及び基点内第 106号の位置は次のとおり</p> <p>基点内第 105号 西都市大字中尾字戸崎 九州電力株式会社電柱 969フ 851</p> <p>基点内第 106号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定標 No. 1</p>	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内 区 第 5 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	西都市大字 中尾字戸崎 地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域</p> <p>ア 基点内第 107号から28度36分、 267メートルの点 イ 基点内第 107号から14度 5分、 245メートルの点 ウ 基点内第 107号から71度24分、 124メートルの点 エ 基点内第 107号から78度41分、 187メートルの点</p> <p>基点内第 107号の位置は次のとおり</p> <p>基点内第 107号 西都市大字八重字長藪 九州電力株式会社深淺測定標 No. 0</p>	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内 区 第 6 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	児湯郡西米 良村大字越 野尾字下相 見地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域</p> <p>ア 基点内第 101号から 343度37分、 244メートルの点 イ 基点内第 101号から 344度 7分、 49メートルの点 ウ 基点内第 101号から43度46分、 64メートルの点 エ 基点内第 101号から 357度56分、 234メートルの点</p> <p>基点内第 101号の位置は次のとおり</p> <p>基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見</p>	児湯郡 西米良村 大字越野 尾

九州電力株式会社深淺測定標 No. 8						
内 区 第 7 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1 月 1 日から 12月31日まで	西都市大字 中尾字戸崎 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた銀鏡川の区域 ア 基点内第 101号から87度44分、202メートルの点 イ 基点内第 101号から 157度7分、252メートルの点 ウ 基点内第 101号から 139度38分、301メートルの点 エ 基点内第 101号から92度3分、259メートルの点 基点内第 101号の位置は次のとおり 基点内第 101号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見 九州電力株式会社深淺測定標 No. 8	西都市 大字銀鏡 大字八重 大字中尾
内 区 第 8 号	第 1 種 区画漁業	こい小割式 養殖業	1 月 1 日から 12月31日まで	児湯郡西米 良村大字越 野尾字下相 見地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた一ツ瀬川の区域 ア 基点内第 P 6 号から33度25分、171メートルの点 イ 基点内第 P 6 号から49度7分、126メートルの点 ウ 基点内第 P 5 号から 183度17分、124メートルの点 エ 基点内第 P 5 号から 187度35分、64メートルの点 基点内第 P 5 号及び基点内第 P 6 号の位置は次のとおり 基点内第 P 5 号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見75 -12の標銀 世界測地系 北緯32度12分 20.4544秒、東経 131度16分 24.7330 秒 基点内第 P 6 号 児湯郡西米良村大字越野尾字下相見74 -12の標杭 世界測地系 北緯32度12分 13.0245秒、東経 131度16分 11.0851 秒	児湯郡 西米良村 大字越野 尾

宮崎県告示第 406号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）
第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成30年1月31日
発起人の住所及び氏名	串間市 川崎 義成 串間市 河野 忠重
加入区 の 名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区

区 分	立宇津支所の地域の者が営む小型定置漁業
-----	---------------------

宮崎県告示第 407号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年3月26日から同年4月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波	旧	4.7～ 49.8	79.7
				新	16.8～	73.7

			地先から同郡同町同大字同字 444 番 3 地先まで		52.6	
--	--	--	----------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 408号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年3月26日から同年4月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字下山 587番1 地先から同郡同町同大字字波婦 444番3 地先まで	平成30年3月26日

宮崎県告示第 409号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 中原－4 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 4 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	都城市平塚町2771-31
2	” ” 2880-6
3	” ” 2880-6
4	” ” 2771-31

宮崎県告示第 410号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	津舟谷川	10-203-1-070	土 石 流
	下壱谷沢川	10-203-2-036	土 石 流
	小川町（1）	10-203-2-037	土 石 流
	小川町（2）	10-203-2-038	土 石 流
	小川第 1	I-1-1532	急傾斜地の崩壊
	小川第 3	I-1-1534	急傾斜地の崩壊
	小川第 4	I-1-1535	急傾斜地の崩壊
	小川第 5	I-1-3559	急傾斜地の崩壊
	小川第 6	I-1-3560	急傾斜地の崩壊
	島浦-2	I-1-3638	急傾斜地の崩壊
日向市	小川第 7	II-1-7360	急傾斜地の崩壊
	小川第 10	II-1-7442	急傾斜地の崩壊
	小川第 13	II-1-7582	急傾斜地の崩壊
	黒仁田	II-1-7588	急傾斜地の崩壊
	小川第 15	II-1-7624	急傾斜地の崩壊
	小川第 15-新①	II-1-7624-新①	急傾斜地の崩壊
	小川第 16	II-1-7625	急傾斜地の崩壊
	小川第 16-新①	II-1-7625-新①	急傾斜地の崩壊
	小川第 17	II-1-7626	急傾斜地の崩壊
	小川第 17-新①	II-1-7626-新①	急傾斜地の崩壊
日向市	赤 岩	II-1-6432	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 411号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	下樫谷沢川	10- 203- 2 - 036	土 石 流
	小川町 (1)	10- 203- 2 - 037	土 石 流
	小川町 (2)	10- 203- 2 - 038	土 石 流
	小川第 1	I - 1 - 1532	急傾斜地の崩壊
	小川第 3	I - 1 - 1534	急傾斜地の崩壊
	小川第 4	I - 1 - 1535	急傾斜地の崩壊
	小川第 5	I - 1 - 3559	急傾斜地の崩壊
	小川第 6	I - 1 - 3560	急傾斜地の崩壊
	島 浦 - 2	I - 1 - 3638	急傾斜地の崩壊
	小川第 7	II - 1 - 7360	急傾斜地の崩壊
	小川第10	II - 1 - 7442	急傾斜地の崩壊
	小川第13	II - 1 - 7582	急傾斜地の崩壊
	黒 仁 田	II - 1 - 7588	急傾斜地の崩壊
	小川第15	II - 1 - 7624	急傾斜地の崩壊
	小川第15 -新①	II - 1 - 7624-新①	急傾斜地の崩壊
	小川第16	II - 1 - 7625	急傾斜地の崩壊
	小川第16 -新①	II - 1 - 7625-新①	急傾斜地の崩壊
小川第17	II - 1 - 7626	急傾斜地の崩壊	

	小川第17 -新①	II - 1 - 7626-新①	急傾斜地の崩壊
日 向 市	赤 岩	II - 1 - 6432	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年3月1日現在次のとおりである。

平成30年3月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,498人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,612人

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年3月1日現在次のとおりである。

平成30年3月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区 111,090人

都城市選挙区 45,764人

延岡市選挙区 34,971人

日南市選挙区 15,376人

小林市・西諸県郡選挙区 15,702人

日向市選挙区 17,181人

串間市選挙区 5,381人

西都市・西米良村選挙区 9,053人

えびの市選挙区 5,681人

北諸県郡選挙区 6,912人

東諸県郡選挙区 7,687人

児湯郡選挙区 19,538人
 東臼杵郡選挙区 8,095人
 西臼杵郡選挙区 5,869人

正 誤

平成30年2月22日付け県公報（第2972号）中

ページ	段	行	誤	正
1	右	35	(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。	(1) 主伐は、択伐による。
1	右	40 ～ 41	2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法 ・期間及び樹種 次のとおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。